

---

平成22年第3回大和町議会定例会会議録

---

平成22年3月19日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善 春 君
副 町 長	千坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	渋谷 久 一 君
総務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅野 雅 勝 君
財 政 課 長	千坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	佐 藤 成 信 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務まちづく り課まちづく り 対 策 官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

## 議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「議案第 39 号 土地の取得について」【説明・質疑・採決】
- 日程第 3 「委員長報告」（平成 22 年度各種会計予算の審査結果について）
- 日程第 4 「議案第 24 号 平成 22 年度大和町一般会計予算」【討論・採決】
- 日程第 5 「議案第 25 号 平成 22 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」  
【討論・採決】
- 日程第 6 「議案第 26 号 平成 22 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」  
【討論・採決】
- 日程第 7 「議案第 27 号 平成 22 年度大和町宮床財産区特別会計予算」【討論・採決】
- 日程第 8 「議案第 28 号 平成 22 年度大和町吉田財産区特別会計予算」【討論・採決】
- 日程第 9 「議案第 29 号 平成 22 年度大和町落合財産区特別会計予算」【討論・採決】
- 日程第 10 「議案第 30 号 平成 22 年度大和町奨学事業特別会計予算」【討論・採決】
- 日程第 11 「議案第 31 号 平成 22 年度大和町老人保健特別会計予算」【討論・採決】
- 日程第 12 「議案第 32 号 平成 22 年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」  
【討論・採決】
- 日程第 13 「議案第 33 号 平成 22 年度大和町下水道事業特別会計予算」【討論・採決】
- 日程第 14 「議案第 34 号 平成 22 年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」  
【討論・採決】
- 日程第 15 「議案第 35 号 平成 22 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」  
【討論・採決】
- 日程第 16 「議案第 36 号 平成 22 年度大和町水道事業会計予算」【討論・採決】
- 日程第 17 「議案第 37 号 町道路線の廃止について」【説明・質疑・採決】
- 日程第 18 「議案第 38 号 町道路線の認定について」【説明・質疑・採決】
- 日程第 19 「同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」【説明・質疑・投票】
- 日程第 20 「委員長報告」（平成 21 年 請願第 2 号「協同労働の協同組合法 仮称）早期制定を  
求めることについて」）【報告・質疑・採決】

日程第21「委員長報告」（平成21年 請願第3号「保険でよい歯科医療の実現を求める請願書」）  
【報告・質疑・採決】

日程第22「委発第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書」  
【説明・質疑・採決】

日程第23 委発第2号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」【説明・質疑・採決】

日程第24「請願第1号 地区内道路の町道認定に関する請願書」【説明】

日程第25「議員の派遣について」

日程第26「所管事務調査の申し出について」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時16分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

浅野委員長初め委員の皆さん、予算特別委員会、大変ご苦労さまでございました。

本会議を開催します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番秋山富雄君及び8番堀籠日出子さんを指名します。

---

### 日程第2「議案第39号 土地の取得について」

議 長 （大須賀 啓君）

次に、日程第2、議案第39号 土地の取得についてでございますが、こ

の議案につきましては、日程第4、議案第24号 平成22年度大和町一般会計予算の中に議案第39号に関する工事費が含まれておりますことから、先に審議をさせていただくことにいたしますので、ご了承ください。

日程第2、議案第39号 土地の取得についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

それでは、別冊の議案書、議案第39号関係という議案をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開きいただきます。

ただいま議長からお話がありましたことにつきまして、予算に先立ちまして、本件についてご審議をお願いするものでございます。

議案第39号 土地の取得についてご説明をさせていただきます。

町道天皇寺高田線交通ターミナル整備事業用地として、次のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

所在地でございますが、大和町吉岡南第二土地区画整理地内91街区2画地でございます。保留地でございます。面積は7,272.53平方メートル、取得予定金額ですが、2億6,253万8,333円、平米単価3万6,100円でございます。

契約の相手方ではありますが、大和町吉田字北要害3番地の1、大和町吉岡南第二土地区画整理組合理事長で、本田昭吾でございます。

別に説明資料、議案第39号の説明資料をお渡ししておりますが、これについて簡単にご説明させていただきたいと思います。

1ページをお開きいただきます。

町道天皇寺高田線交通ターミナル整備事業計画。

事業概要につきましては、先の12月定例会で説明した内容と同じでありまして、仙台中心部への移動距離時間の短縮、あるいは交通混雑対策が現在課題となっております。こういったことから、交通ターミナルを整備して、移動利便性を高め、広域的交流に寄与するものということで記載してございます。

2の事業計画書でございますが、これにつきましては3月5日に説明のありました実施計画と合わせております。

補助事業として、本年度は用地取得が補助でございます。22年度につきましては実施設計と施設整備、整地と路盤工を予定したいというふうに考えております。23年度につきましては施設整備でございますが、実施計画の内容によりまして、23年度の事業内容、事業金額が、補助金額が変更になることもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、用地交渉の経過につきましてご説明をさせていただきたいと思ひますが、本年1月15日に不動産鑑定評価をお願いしておりまして、その鑑定委託先より評価調書が提出があったわけでございます。当該地についての評価額は、近隣の地価下落の影響もございまして、3万5,100円、平米単価ということで示されたところでございます。

2月8日に入りまして、町長が組合事務所に出向きまして、組合理事長に用地買収への協力依頼を行ったところでございます。その際、双方の希望する単価に差があることは双方確認はされたところでありますが、後日その点について協議をしていくということとし、目標として、その月内、2月内で合意を目指していくといったことでしていくこととしたところでございます。その後、協議の結果、2月24日、組合の理事長が町長を尋ねていただきまして、訪問して、その場で双方協議の結果、平米単価を3万6,100円とすることで合意があったところでございます。

このことにつきましては組合の理事会に審議される案件でございまして、吉岡南第二土地区画整理組合の理事会、3月4日に開催されて、この額について承認があったところでございます。翌日、3月5日に町と組合におきまして売買の仮契約を行ったところでございます。

以上がこれまでの経過についてでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番 鶉橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

今の説明で、鑑定結果と最終的な合意結果で平米当たり 1,000円高くなったと。鑑定は、時価等々、いろいろ社会的な状況等を参酌した上での鑑定であったんだと思いますけれども、最終的に協議の結果、1,000円高く、結果として 720万円ぐらい高くなったということですね。そういうふうに鑑定結果より高く、交渉の結果、協議終わったという一つの判断材料の最も大きなものというのは、どういうことであったか、もし差し支えなければ、ひとつ町長からご披瀝いただきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問でございます。3万 5,100円に対して、プラス 1,000円ということでございます。このことにつきましては、当初、組合は組合で、販売希望価格と申しますか、そういったものがあつたところでございます。当初は役場用地を買ったときの単価 3万 7,000円ということで、組合とすれば、当然、役場庁舎を 3万 7,000円で購入、役場が建つ、そういうところで条件がよくなる。そういった中であれば、逆にアップするだろうといったお考えもあつたようでございます。そういった中で、町としましても不動産鑑定というものを一つの基準とすることでご説明申し上げ、不動産鑑定に図りました。その結果、3万 5,100円だつたところでございます。

そこで、町のお願い、組合のお願いがあつたわけでございますけれども、そこで詰めの中で、一つの判断としては、不動産鑑定につきましては、当然不動産鑑定であるわけでございますが、何ていいますか、幅といますか、そういったものが3%ぐらいは認められるというようなお話があつたところでございます。それと、また不動産鑑定につきましては、ご承知のように、これまでの販売取引なり、そういった事例なり、また最近の販売状況なり、そういったものを勘案して入れておるところでございますが、きょうの新聞にもあつたとおり、この地域につきましては比較的、



土地の全体の値段が下がっておるものの、そういったものにつきましては大きな幅が少々少ないというような判断、きょう新聞に載っておったところでございますけれども、そういう話も、これは直接言われたわけではなくて、その当時、そういったことも全体として見る要素の一つとしてですね、考えが出る前の段階ではありましたけれども、そういったこともありました。そういったことを総合的に判断した中で、3%、基準的に3%ということが一番大きかったところでございますが、その部分について町としてもやむを得ないのではないかという判断をいたし、3%ですと1,050円ぐらいになるんですが、1,000円という形のアップの判断をし、決断したところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
11番鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

新庁舎のときは3万7,000円ということだったんですが、これは財政課長ですか、総務課長、新庁舎のときのいわゆる契約の際の、3万7,000円で買ったわけなんです、そのときの不動産鑑定は幾らだったんでしょうか、ちなみに。

そっちでいいんですか。では、課長、お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
都市建設課長。

都市建設課長 （高橋 久君）

当時の不動産鑑定価格につきましては3万7,000円でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
他に質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時30分 休 憩

午後3時38分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第3「委員長報告」(平成22年度各種会計予算の審査結果について)

議 長 (大須賀 啓君)

日程第3、委員長報告。

本定例会において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成22年度各種会計予算が審議されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長浅野正之君。

予算特別委員会委員長 (浅野正之君)

では、予算特別委員会委員長報告をさせていただきます。

今定例会において、去る3月9日、本特別委員会に審査を付託されました平成22年度一般会計予算及び11の各種特別会計予算並びに水道事業会計予算については、予算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質

疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり決するものと決定いたしましたので、ここにご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

ただいま予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うことにいたします。

---

#### 日程第4「議案第24号 平成22年度大和町一般会計予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第24号 平成22年度大和町一般会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。6番高平聡雄君。

6番（高平聡雄君）

22年度一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

まず、私の一般質問、バスターミナルの待合所に外郭団体の入居の質問に対し、交付金事業であり、取り組むため、目的外使用はできないという理由にした答えを述べている一方で、仙台法務局証明書発行請求窓口及び大和町物産協会の移転に当たっては、経済産業省交付金事業、当時の通商産業省交付金事業で取り組んだ吉岡コミュニティセンターに移設させようとしております。まさに目的外使用であり、自己の論理矛盾を露呈させております。

新庁舎建設事業がスタートしたときから既に既存建物の解体は決定しており、取り崩される建物に法務局を入居させたこと自体、何だったのが全く理解できません。場当たりの思考によって無計画、無責任の中で進めようとしている移転費 200万円は計上されるべきではなく、ましてや、

どさくさに紛れての庁舎建設費に包含されるべき費用ではありません。質疑を通じてさまざまな角度からその意図についてお伺いをしたわけですが、納得のいく答えではありませんでした。

また、22年度主要な施策に掲げたシルバー人材センター支援事業 1,170万円については、平成18年の地方自治法改正により行政財産の貸し付け範囲が拡大されたことで、目的外使用許可との違いについて、ひだまりの丘、大和町保健福祉センター条例に示されていない法人に目的外使用を前提とした一時的な使用許可なのか、可能な限り長期安定的な利用を可能とした行政財産の貸し付けなのか、判然といたしません。そのことによって使用を許可する形態はおのずと変わってくるものと考えます。現在考えられている使用料による実費負担が本当に妥当なのか、甚だ疑問であります。

続きまして、町道天皇寺高田線交通ターミナル整備事業 1,080万円、総事業費3億700万円については、本来は利用者の需要見込みなど整備に係る基本的な検討は、当然、政策会議等の最終段階においては十分検討されているはずなのに、その内容が示されていない。これらのことについては、一言で申せば、役人としてタックスペイヤーである町民に対する責任を果たしていないと言わざるを得ません。正当な理由なき予算執行には到底賛成することはできないと申し上げ、反対の討論といたします。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。賛成者はいませんか。15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

平成22年度の一般会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

平成22年度一般会計予算の総額は80億4,900万円で、前年度比6億610万円減となっております。

歳入の主なものとしては、町税では個人及び法人町民税で前年度を下回るものの、立地企業の償却資産、敷地等の課税による固定資産税の増加が

見込まれ、前年度より1億5,656万1,000円増の33億5,557万5,000円で、歳入総額の41.68%を占め、地方譲与税、地方交付税を含む一般財源は54億5,357万5,000円で、歳入に対する割合は67.75%となっております。一方、基金等からの繰り入れは2億1,668万1,000円で、前年比34.26%、後年度の負担増につながる町債は3億5,000万円で、前年比35.47%の発行計画で、歳入面で健全な状況にあります。

歳出面では、企業誘致活動、低炭素社会実現に向けた新エネルギー普及促進助成、農林業の振興、商店街にぎわい戦略事業等による商業、観光振興、大和っ子すくすくいきいき事業、次代を担う子供の健やかな誕生支援、もみじヶ丘保育所の増築、民間保育所の開設による保育事業の充実、介護慰労事業、となりぐみ生き生きサロン等、高齢者福祉事業の充実、快適な生活環境に不可欠な上下水道、生活道路、交通ターミナル等の整備のほか、学校教育環境の充実、自主防災組織の結成促進、消防施設の充実など、災害に強く危険の少ない安全なまちづくりなどに、町民福祉の向上に必要な各種施策が講じられた予算編成であると評価できるものである。よって、平成22年度の一般会計に賛成の意を表し、討論といたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

他に討論はありませんか。1番藤巻博史君。

1番（藤巻博史君）

平成22年度の大和町一般会計予算について反対の立場での討論を行います。

予算に関する説明書の67ページにございます商工振興費1億5,706万8,000円について、その中身としては企業立地奨励金710万円、それから早期操業促進補助金7,500万円と、特定2社で半分を占めております。この間、固定資産税の増額というものはございますけれども、これはその使い道の相殺するという性格のものではございません。早期操業は2年間にわたり1億5,000万円を補助するものとなっております。操業開始時期が明示された中での助成決定の経過もあり、また地元企業への支援こそ強めることが必要だとの立場から反対といたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

他に討論はありませんか。11番鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

賛成の立場からの討論になるわけなんです、予算全体、総体を捉えた賛成討論、先ほど中山議員からあったとおりでございます。

今の1番の藤巻議員の反対討論に対する賛成の立場からというようなことで申し上げたいと思いますけれども、この67ページにある企業立地奨励金、これにつきましては、促進奨励金等々も含めて、一昨年でしたか、以前からあった条例を、さらに一昨年の6月等々で改正を加えながら対応してきた。そういった経過の中で、ああいった、今立地に至った企業さん等々のこれは申し入れ等々もあって、条例を改正をして当議会で議決した条例に基づいて予算を立て、それを執行しようとするものでありますから、私ども、あの条例改正に賛成した立場から、これはやっぱり反対する何物でもない。賛成の立場であるということだけを申し上げたいと思いますけれども。

あわせて、今回、60年、70年に1回の新庁舎の移転というような問題にあわせて、さまざまなやはり準備不足なり、我々議会、執行部と議会に対しても、意思の疎通の不足等々もいろいろあって、議会の中でも委員会の中でも指摘があったとおりでございます。5月に開庁を目指しているわけですが、いろいろ今回の措置の中で足らざるところも非常に多いものと私も思いを強くしているものでございますから、ひとつ、今回、新庁舎移転にあわせて大和町がさらに大きく変わろうとしている時期でございますから、そういったもろもろの課題というものを立派に整理をされて、後顧に憂いなき町政執行を期待し、町の発展を願います。そういう立場から、そういうことを申し上げて賛成討論としたいと思えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

他に討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5「議案第25号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第25号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6「議案第26号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第26号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

**日程第7「議案第27号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計予算」**

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第27号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8「議案第28号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計予算」**

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第28号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9「議案第29号 平成22年度大和町落合財産区特別会計予算」**

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第29号 平成22年度大和町落合財産区特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり



討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10「議案第30号 平成22年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第10、議案第30号 平成22年度大和町奨学事業特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11「議案第31号 平成22年度大和町老人保健特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第11、議案第31号 平成22年度大和町老人保健特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

**日程第12「議案第32号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」**

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第32号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

**日程第13「議案第33号 平成22年度大和町下水道事業特別会計予算」**

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第33号 平成22年度大和町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14「議案第34号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」**

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第34号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15「議案第35号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、議案第35号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16「議案第36号 平成22年度大和町水道事業会計予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第16、議案第36号 平成22年度大和町水道事業会計予算について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決します。

本予算は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

---

日程第17「議案第37号 町道路線の廃止について」

議長（大須賀 啓君）

日程第17号、議案第37号 町道路線の廃止についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

それでは、議案書の49ページになります。当初にお渡ししております議案書でございます。

それでは、ご説明をさせていただきます。

議案第37号 町道路線の廃止についてでございます。

下記路線の町道を廃止することにつきまして、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の廃止路線でございますが、整理番号2056の路線名が借楽園線でございます。

起点が大和町小野字一ノ渡戸1番1、終点が大和町小野字前沢31番1でございます。

もう1路線が、町道北目砂金沢線でございます。起点が大和町鶴巢北目大崎字長在家畑50番6でございます。終点が大和町鶴巢北目大崎字町頭147番でございます。

別紙で議案第37号、38号関係の説明資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。路線の図面をしたものでございます。

それでは、今回の廃止路線の借楽園線でございますが、今回の廃止につきましては、大和リサーチパークの造成工事に伴いまして、当該地が造成協力地というようなことになりまして、平成19年11月13日から通行どめを行いまして、この造成の工事を行ったところではありますが、このたび新たな路線が整備されましたので、旧路線については廃止するものでございます。廃止路線延長は467.5メートルでございます。

続きまして、北目砂金沢線の廃止路線でございますが、この路線につきましては、大和東部土地改良区の整備地内にあった路線でございますが、

この付け替え路線として今回認定路線の方になりますけれども、新たな町道が整備されております。したがって、旧路線につきましては廃止するものでございまして、その廃止路線延長は 1,056メートルになるものでございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4番 (平渡高志君)

北目砂金沢線について確認をいたします。この今起点のところですね、起点の農道と大崎三ノ関線につながっておりますね。長在家畑 109番です。ここのところ、今現在、安藤章悦さんという方の入り口ですね。ここはまだ生きておるんですよね。あと、またこっちの終点の方の、もと砂金沢のコミセンから櫻井幹夫さん宅のところまでは、これまだ生きている路線なんですね。これ廃止になった場合はどのような、管理はどこでやるのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

平渡議員のご質問にお答えをいたします。

今回の路線の認定がえによりまして町道が廃止されることとなります。そうしますと財産管理上は、町道でなくなりますので、赤線というような形の管理と同様のものになります。ただ、町管理の財産には変わりはありませんので、そういった意味では、これまでの利用に支障のないような形の維持管理は町として行っていくというふうに思っております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

また、この町道、安藤章悦さん宅までのこれは生きておるんですけども、今舗装なっている状況なんですけれども、これがもし壊れた場合ですよ、壊れた場合は、これ個人で直すということではなく、町でやはり最後まで責任持ってこれやってもらえるのか。また、もとの砂金沢のコミセンから櫻井幹夫さん宅のこの青い線ね、これもまだ生きておるんですよ。あとの分は全部田んぼになっておりますから、この線はないんですけれども、これもやっぱり、いざ壊れた場合は町で管理するという事によろしいんですか。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

今回の廃止に伴いまして、道路敷として残っている分につきましては、そういった維持管理が必要な場合は、当然、維持管理をしていきますし、その管理に当たりましては、所管課が今度異なりますけれども、連携して、都市建設課と財政課の方になると思っておりますけれども、そういった形で維持管理の方はしていきたいというふうに思いますが、道路の形態がなくなったところがございます。そういったところにつきましては、現在水路になっているかと思っておりますが、道路の形態がなくなっておりますので、その分については管理は土地改良の方になるかというふうに思います。ですから、中間部分については、既に道路の形態がない状況になっております。

議長 (大須賀 啓君)

4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

この大崎三ノ関線が、こっちで言えば北側ですね。ここが水路になっているところと、あと接続部分から安藤章悦さん宅、ここが今残っているん

ですね。あとのずっと田んぼの真ん中は、これは全部今田んぼになっていますから、ありません。それから、砂金沢のもとコミセンあったところ、櫻井幹夫さん宅、ここのところ何10メートルか残っているんですよ。そのことを言っているんです。ですから、そこが今道路としてちゃんとあるわけですから、これが廃止になった場合でも、町で通れるような管理をしていただくということを今私はお尋ねしているんですけれども。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

勘違いをしておりました。その区間、現在道路として残っております、そういったことで、法定外公共物にはなるんでありますけれども、維持管理に当たりましては、これからも引き続き行っていきたいというふうに思っております。(「はい、終わります」の声あり)

議長 (大須賀 啓君)

他にありませんか。17番大崎勝治君。

17番 (大崎勝治君)

ただいま平渡議員が質問したところ、同じことなんですが、何でこれが今町道ここに来て廃止、しかも今認定と。町道として工事やって、今認定ということ、どういうことなんですか、これが。あの町道として工事してから何年になりますか。

そして、今言った櫻井さんへのもとのコミセンのところ、これは町道として残して、この道路まで町道として残していただかなければならない。今回ここの前にある道路のところまで町道として残してもらわなければならない。こっちまで廃止ではうまくないんだな、これは。どうですか、これ。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

この路線の所管がえでございませうが、土地改良区からは平成18年の1月に移管をされてるところでございませう。その後、終点側におきまして交差点改良等々の話がございませうが、県との調整により、その接続について平成18年度で工事した経緯もございませう。しかしながら、こういった移管があった場合には、速やかに認定に付して町道としての管理をすべきであったというふうに深く反省をしております。そういったことで、おわびを申し上げるものでございませう。

その今回の廃止路線の農道に通ずる区間の扱いでございませうが、これにかわる路線として新たにまた、そのコミセンの方に通ずる路線を認定しようとするものが次の議案にかかわることとございませうけれども、主に耕作等において使用される路線として部分的に廃止される場所はありますけれども、主にコミセンへの通ずる路線を今回町道として認定しようというものでございませうして、よろしくお願いをしたいと思ひませう。

議 長（大須賀 啓君）

17番大崎勝治君。

17 番（大崎勝治君）

ここ町道から廃止ということになると、ここに家があるんですよ。これが問題で、いろいろあったんですよ、今回。私、ここ、今、櫻井さんのところで確認とるのに6カ月もかかった。この道路だの何だのの問題で、建築確認。そして、町道になっているものを、どこから入るんだの何だのっていろいろ言われた経過あるらしいんだ。そういうことになるから、この土地改良区の道路、1本前にある道路までは町道として残しててもらわなければならないって言うの。個人の入り口、町道に面しないで建物建てられなくなるすべ。この消した分のところから入り口として入っているんですよ、屋敷に。その屋敷に入るところを町道廃止されたら、どういうことになるんですか、その建築確認関係とか、家、利用する立場としては。ここに建物の絵柄も書いてあるでしょう。その分まで町道取ってしまったらどういうことになるの、今後使うために。そういうことをあわせて、ここはここまで延ばして変更していただきたいと思ひませう。



議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

ただいま公道に面しなければ住宅建てられないとお話でございますが、こういった私道を持っている方でも、それに必要な道路が確保されるというようなことであれば、建築確認上の問題はないというふうに思っておるところでございます。したがって、この形態で今回認定をいただきたいというふうに……、認定は次のところでございますが、そのような考えでいるところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

17番大崎勝治君。

17 番 (大崎勝治君)

だから、このままでやるの、やってしまったら将来どうなるんですかということ聞いているの、私ね。そうでなかったら、ここの間の分をここの地主に払い下げるとかしないと、道路から屋敷につながらないんでしょう、町道から。何ぼ道路の形態あったって、町道廃止してしまったら町道と言えないんでしょう。そんなに簡単なものではないですよ、昔から使っていた道路ですから。ここ、この近隣から了解得たんですか。地主から了解得てのこの提案なんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

現在もこの道路についてはお使いをいただいているところでございます。それで、この道路の形態がこのまままだ残るわけでございますし、また、建築基準法上におきましても、建物を建てるに支障があるものではないというふうに思っております。

今後、この道路が町道でなくなった場合におけるその影響ということでは、むしろ払い下げることによって、その方の管理用になれば、近くの方が通れなくなるというような影響は考えられるところでございまして、このまま農道に通ずる法定外公共

物としての管理がされることによって、今後もこの形で維持されればいいのかなどというふうにも思っておるところでございます。

また、認定に当たりまして、ここに説明会なり、あるいは同意なりということで、これまでやった経過はございませんでしたので、そういった形で、今回はその判断のもとに今回の認定を、廃止の方をお願いするというような形で考えておりました。  
(「休憩」の声あり)

議長 (大須賀 啓君)  
暫時休憩します。  
休憩時間は10分間。

午後4時24分 休憩  
午後4時33分 再開

議長 (大須賀 啓君)  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
質疑ありませんか。  
「なし」と呼ぶ声あり  
ないものと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ声あり  
討論なしと認めます。  
これから議案第37号を採決します。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)  
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第18「議案第38号 町道路線の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、議案第38号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の50ページになります。

議案第38号 町道路線の認定についてご説明をさせていただきます。

下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名は借楽園線でございます。認定の起点は大和町小野字前沢2の5、終点が大和町小野字前沢31番1でございます。

次に、町道北目砂金沢線でございます。新たな起点が大和町鶴巢北目大崎字長在家畑45番3、終点が大和町鶴巢北目大崎字町頭 163番2でございます。

続いて、認定の町頭3号線でございます。起点が大和町鶴巢北目大崎字一本柳 109番、終点が大和町鶴巢北目大崎字町頭 147番でございます。

先ほどの説明資料の2ページ、3ページをお開きいただきます。

借楽園線につきましては、新たな路線が今回整備されましたので、その新たに認定をするものでございまして、起点側が南側に移動してございます。したがって、その関係で路線延長は 358メートルになっております。幅員が 9.0から30.0メートルでございます。

次に、認定の北目砂金沢線でございますが、現に町道としての管理形態にございます。この路線について新たに認定しようとするものでございます。延長が 1,050メートルでございます。幅員が7メートルから 8.0メートルでございます。

町頭3号線でございますが、砂金沢の生活センターから旧路線、旧の町道に突き当たりまして県道へ通ずる路線でございまして、延長が 160メートルでございます。幅員が 3.5メートルから6メートルとなっておりますのでございます。よろしくお願いたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19「同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第19、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

同意第1号でございます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきましては、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住所は大和町〇〇〇〇〇〇〇番地、氏名、佐藤芳宏氏でございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日となっております。

選任の理由といたしまして、平成22年の3月24日に任期満了を迎えられます堀籠紀郎氏が、今回退任ということでお話がございました。その後任として同意を求めるということでございます。

豊富な知識と経験、こういったものにつきましては、この固定資産評価審査委員会の委員に適任であるという思いの中で推薦をいたすところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2松川利充君及び3番伊藤 勝君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2松川利充君及び3番伊藤 勝君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 17票

有効投票 17票

有効投票のうち

賛成 16票

反対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第20「委員長報告」（平成21年 請願第2号「協同労働の協同組合法  
（仮称）早期制定を求めることについて」）

議 長 （大須賀 啓君）

日程第20、委員長報告。

平成21年、請願第2号 「協同労働の協同組合法」早期制定を求めることについて  
を議題とします。

本件に関し、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長大友勝衛君。

産業建設常任委員会委員長（大友勝衛君）

それでは、請願の審査報告を申し上げたいと思います。

本委員会は、平成21年12月11日付託されました請願についての審査の結果、別紙の  
とおり決定いたしましたので会議規則第94条の規定により報告いたします。

件名でありますけれども、「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求めるこ  
とについて。平成21年11月13日、紹介議員、伊藤 勝議員ほか4名の中で、請願者が  
日本労働者協同組合連合会、センター事業団東北事業本部、平山清一氏名で請願され  
たものでございます。

審査の経過といたしまして、平成21年12月11日、12月定例会において産業建設常任

委員会に付託をされました。平成22年2月19日、請願内容について審査、協議を行っております。また、あわせて3月3日、同じような中で協議をいたしております。

委員会の意見としまして、平成21年12月11日に付託された本件については、本委員会において請願者、紹介議員から意見を聴取し慎重に審議をいたしました。

本請願の内容は、現在の労働環境の問題が深刻化される中、新たな取り組みとして、協同労働の協同組合の活動が始まっており、こうした活動を活発にしていくなため、法制度化を求めるものであります。

本委員会といたしましては、昨今の景気低迷による雇用問題等、現在抱えている深刻な労働環境を鑑みると、こうした活動は今後、地域雇用や地域経済への貢献に期待できると判断した中で願意妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

審査結果といたしまして、採択ということでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

---

日程第21「委員長報告」（平成21年 請願第3号「保険でよい歯科医療の実現を求める請願書」）

議長（大須賀 啓君）

日程第21、委員長報告。

平成21年、請願第3号 保険でよい歯科医療の実現を求める請願書を議題とします。  
本件に関し、社会文教常任委員会委員長の報告を求めます。委員長堀籠日出子さん。

社会文教常任委員会委員長（堀籠日出子君）

それでは、社会文教常任委員会の請願審査の結果を報告いたします。

請願審査報告書

本委員会は、平成21年12月11日付託されました請願について審査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

受付、平成21年11月27日、請願第3号。紹介議員、藤巻博史議員、平渡・志議員。  
請願者の氏名、仙台市青葉区本町2-1-29、宮城県保険医協会理事長北村龍男氏。  
件名、保険でよい歯科医療の実現を求める請願書。

審査の経過、平成21年12月11日、12月定例会において社会文教常任委員会に付託されました。平成22年2月22日、請願内容について協議、さらに3月定例会の委員長報告案について協議を行いました。22年3月19日、3月定例会の委員長報告とするものであります。

委員会の意見、委員会の意見は次の別紙のとおりであります。朗読して報告いたします。

委員会の意見

歯や口の健康が、全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすほかに、国民医療費の節減にも効果があることが、厚生労働省の研究や「8020運動の実績」で実証されております。

しかし、歯科医療では診療報酬が抑制されているために、保険給付範囲が年々縮小しているのも現実であります。そのために、国民が保険の適用を受けられず、多くの自己負担を強いられている現状にあります。

歯科診療報酬が、医科診療報酬よりも低く抑えられているのは、国が長い間「命に直結しない病気」として、積極的な適用をしてこなかったことが原因であると指摘す



る声もあります。このことによって歯科医師だけでなく、歯科衛生士や歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、若い歯科医療従事者の離職や技工士学校の定員割れ、或いは閉鎖する学校も出てきており、将来の歯科医療の確保さえ危ぶまれる現状に陥っています。このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねません。

2006年8月に実施した歯科医療に関する患者アンケートでは、「歯科医療への要望」で最も高かったのが「保険の効く範囲を広げてほしい」の79.1%、「窓口の負担を少なくしてほしい」についても51.4%となっており、保険適用の範囲拡大と窓口負担の軽減が多くの国民の願いとなっております。

2008年4月の改定では、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたものの、わずかな財源で十分な評価とはいえない状況にあります。十分な医療が受けられ、国民が納得できる歯科医療を確立する上でも、保険の適用範囲を広げることは必要不可欠と考えます。よって、本委員会は採択とします。

審査結果、採択。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第22「委発第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、委発第1号 「協同労働の協同組合法」の早期制定を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業建設常任委員長大友勝衛君。

産業建設常任委員会委員長（大友勝衛君）

それでは、「協同労働の協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をするものであります。

裏面をご参照いただきたいと思います。

長いものですから、一部除いて読み上げたいと思います。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の早期制定を求める意見書（案）

急速な少子・高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々が増加し、社会問題となっている。また、近年の急速な構造改革により、経済、雇用、産業などの様々な分野や地域間において格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しております。そういった中で、働きたくても働けない人々の増加は、日本国を覆う共通した課題であります。

人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す「協同労働」という新しい働き方が注目されております。地域社会においても自由競争を前提とした経済システムの中では成り立ちにくい「安全な食、高齢者支援、子育て支援、環境保全、障がい者の就労」などに関する非営利事業へのニーズが飛躍的に高まっている状況にあります。そういった中で、多くの人々がこの「協同労働」に携わっており、その波は日本社会に着実に広がりつつある現状でもございます。

そうしたことを踏まえて、国会及び政府においては、社会の実情を踏まえ、市民活動の側面のみならず、新しい労働のあり方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢化に対応する有効な制度として「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定する

よう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。  
宮城県大和町議会議長大須賀 啓名でお願いをするわけでございます。

あて先につきましては、衆議院議長、以下ここに記載のとおりであります。  
よろしくお願い申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

これから委発第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま意見書が可決されましたが、字句その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

### 日程第23 委発第2号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第23、委発第2号「保険でよい歯科医療の実現を求める意見書」を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。社会文教常任委員長堀籠日出子さん。

社会文教常任委員会委員長（堀籠日出子君）

それでは、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

#### 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書（案）

意見書案につきましては、お手元に配付されておるところであります。

風邪や腹痛など一般の医療は、ほぼ保険で治療が受けられますし、新しい技術についても保険の適用があります。しかし、歯科医療については、保険で受けられないことがいまだに多くあります。2006 年 4 月には、厚生労働省が条件を厳しくしたために、歯周病の長期管理が保険できなくなりました。事実上の保険外しと言っていいと思います。

近年、科学的な解明が進み、口の健康が全身の健康と深くかかわっていることがわかってきており、高齢者で残った歯が多い人ほどうつになりやすく、糖尿病が悪化している人は同時に歯周病も起こしていることが多いそうです。また、歯周病の細菌が血管に入り込むと動脈硬化の一因にもなり、妊婦が歯周病にかけると、歯周病になっていない妊婦と比べ、早産や低体重児を出産する危険性が 7.5 倍にもなるという報告があります。さらに、80 歳で 20 本以上の歯が残っている人は、20 本未満の人と比べ、年間の医療費が約 2 割も少ないと報告されており、口の健康を保つことは全身の健康維持や向上に非常に重要だということがわかっています。

特に歯周病は注意が必要で、日本人が歯を失う原因の半分以上が歯周病だと言われており、日本人の 80% が歯周病にかかっているとも言われています。虫歯も含め、口の定期検診を行うことが重要であり、そうすることによって治療につながり、口の健康を大幅に改善できます。しかし、日本の歯科受診料は 4 割程度と諸外国と比べても低く、定期検診となるともっと低いのが現状となっています。

このほかにも、保険から医療機関に支払われる歯科診療報酬は、医科診療報酬よりも低く据え置かれており、中には 30 年以上も診療報酬が変わらない診療行為もあるようです。歯科においても医科と同様、感染対策など安全・安心の医療行為が求められていますが、低い診療報酬では大きな困難が伴いますし、多くの若い歯科医療従事者の希望が奪われ、働き続けることが困難になっているのも事実です。

3 月 15 日の河北新聞に「歯科技工士の嘆息」という見出しで大きく取り上げられました。また、先ほどの請願審査報告書の中にもありましたが、歯科技工士などは低賃

金と長時間労働が長年続き、若い世代で技工士をやめる率が非常に高くなっておりま  
す。現在の歯科技工士は50歳以上の技工士に支えられている状況にあり、この年代の  
人が退職すると入れ歯やかぶせ物のつくり手がいなくなってしまうのは目に見えてい  
ます。

歯科では既に全国的に一般化しているセラミック管や金属の入れ歯などの治療も保  
険が適用されず、全額自己負担の実費診療を余儀なくされてきました。このために患  
者さんの歯科治療の窓口負担はととも大きくなっています。アンケートの結果から  
も、国民が納得できる歯科医療の確立を望んでいることがわかりましたので、社会文  
教常任委員会としても意見書の提出は必要ということになりました。

意見書（案）として、以上の点から、保険でよりよい歯科医療が行えるよう、ま  
た、患者さんが安心して歯科受診できるよう、次の事項の実現を強く求めるものであ  
ります。

一つ、患者の自己負担を軽減すること。

二つ、良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。

三つ、安全で普及している歯科技術の保険適用を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

宮城県大和町議会議長大須賀 啓名で、提出先は衆議院議長ほか記載のとおりです  
ので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

11 番 （鶉橋浩之君）

今、意見書案についての説明だったんですが、意見書として出すのはこの文章なん  
ですか、今委員長が述べた内容で出すんですか、確認お願いします。

社会文教常任委員会委員長（堀籠日出子君）

意見書は、皆様のお手元に配付されたとおりで意見書を提出いたします。（「はい、了解」の声あり）

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありますか。ないですか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま意見書が可決されましたが、字句その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理は議長に委任することに決定しました。

---

#### 日程第24「請願第1号 地区内道路の町道認定に関する請願書」

議長 (大須賀 啓君)

日程第24、請願第1号 地区内道路の町道認定に関する請願書を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。10番浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

では、請願第1号についてご説明申し上げます。

地区内道路の町道認定に関する請願書であります。

請願者は、大和町〇〇〇〇〇〇〇〇、区長佐竹勇雄様ほか6名であります。紹介議員は、記載のとおりであります。

請願の場所ではありますが、請願書の最終ページに載っております。

簡単にご説明申し上げますが、もと大和町の議会議員でありました〇〇〇〇氏の家の自宅の裏側に当たります。

請願の内容につきましてご説明申し上げます。

今回の町道認定に関する請願書のいわゆる道路の一部は未整備であり、地域住民の生活環境において支障を来しており、当該道路は、地域住民から舗装整備を強く要望されているものであります。つきまして、当該道路を町道として認定をしていただき、また、舗装整備をお願いいたしたく存じますので、何とぞ請願のご趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いします。

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

---

#### 日程第25「議員の派遣について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第25、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第122条の第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第26「所管事務調査の申し出について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第26、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定によ

り、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第3回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時17分 閉 会